

平成 16 年 11 月 18 日  
(子ども未来局長決裁)

## 札幌市子どもの権利条例制定検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第 1 条 子どもの権利に関する条約の原則及び規定が生かされた「(仮)札幌市子どもの権利条例」について、策定を検討する札幌市子どもの権利条例制定検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項について協議し、検討し及び実施する。

- (1) 子どもの権利に関する条約の調査研究
- (2) 先進自治体の条例の調査研究
- (3) 子どもの意見を含めた市民意見の掌握活動及び市民啓発活動
- (4) (仮)札幌市子どもの権利条例案の起草
- (5) その他検討委員会において必要とされた事項

### (組織)

第 3 条 検討委員会は 30 人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、各種団体関係者、満 18 歳未満の子ども、市の公募に応じた市民その他市長が適当と認める者の中から、市長が委嘱する。
- 3 検討委員会に委員長及び副委員長 2 名を置き、委員の互選により選出する。
- 4 検討委員会に内部委員会を置くことができる。

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱日から答申書を起草し、市長に報告するまでとする。

### (会議及び委員長)

第 5 条 検討委員会は、委員長が召集する。

- 1 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 委員長は、会議の進行役として、論議を喚起し、その円滑な推進に努める。
- 3 委員長は、必要があるときは、検討委員会に関係者の出席を求め、その意見を聞くこ

とができる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

5 検討委員会の意思の決定は合議により行う。但し、合議によりがたい場合には、過半数で決定する。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、子ども未来局子どもの権利推進課（子どもの権利推進担当）において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が市及び委員と協議して定める。

2 内部委員会を置いたときは、第3条から第7条の規定を準用する。